

## 製造用原料品・輸出貨物製造用原料品減免税明細書（T-1100）

「免税条項該当申告区分」欄には、輸入原料品の関税の減免税について適用を受けようとする関税定率法の条項を次の要領で記載する。

配合飼料等の製造用原料品の場合……関税定率法第13条第1項

ビタミンC等の輸出貨物製造用原料品の場合……関税定率法第19条第1項

「関税の軽減又は免除を受けようとする原料品」欄には、この減免税明細書を添付する輸入（納税）申告書に記載されている品名、数量を記載する。

「製造の期間」欄には、関税の軽減又は免除を受けようとする原料品による製造の期間を記載する。

なお、輸出貨物製造用原料品の場合には、製造の期間のほか、製品の輸出予定時期までの期間を記載する。